



農委だより

八月一日より八月三十日まで小作地の縦覧

期間です。日曜祭日、皆さんの大縱覧であります。皆さんは小作地がこの台帳よりも落ちていると小作契約書が出来ませんので後日争いが起きたとき大へん困ることになりますから必ず確めて下さい。

◎農地相談室(1)が優先するか

が優先するか

が優先するか